

障害者（児）通所費助成事業に関する Q&A

Q1. 日によって通所方法が異なる場合、助成の対象となりますか？

A. 「自家用車、自動二輪車、または原動機付自転車での通所が月に 10 日以上」の基準に該当すれば、助成の対象となります。公共交通機関の利用については、通所日数の基準はありませんので、1 日のみの通所でも該当になります。

Q2. 往復で通所方法が異なる場合（例：行きは家族送迎、帰りは事業所送迎）の助成額はどうなりますか？

A. （前提条件として）通所距離が片道 2km 以上で、自家用車、自動二輪車、または原動機付自転車での通所が月に 10 日以上の場合で、そのうち、往復の日数が 10 日以上か 10 日未満かで月額を区分しております。

- ・ 往復を自家用車で通所する日が 10 日以上の場合は、月額 2,000 円
- ・ 往復を自家用車で通所する日が 10 日未満の場合は、月額 1,000 円

（例）20 日通所し、うち事業所送迎が 5 日、家族送迎が 15 日（片道のみ 10 日、往復 5 日）の場合、上記の基準に当てはめると「往復を自家用車で通所する日が 10 日未満」に該当するため、月額 1,000 円となります。

（例）自家用車での通所（家族送迎）が 10 日のうち、往復 1 日、片道 9 日の場合、「往復を自家用車で通所する日が 10 日未満」に該当するため、月額 1,000 円となります。

Q3. 自家用車等を利用する際の通所距離の算定方法を教えてください。

A. 自宅から事業所までの直線距離によらず、最も経済的かつ合理的な経路で、日常的に利用している経路の実測が 2km 以上の場合が対象となります。距離については、本人・保護者の申出によるものとなりますが、通所距離の確認をさせていただく場合もございます。

Q4. 自宅から事業所の送迎場所までの間に、複数の通所方法を利用した場合（例：自宅から最寄り駅まで家族送迎 → 小海線 → 事業所の最寄り駅から事業所送迎）は助成対象となりますか？

A. 複数の通所方法を利用した場合には、各々の対象となる経費を算定します。送迎場所までの距離が 2km 以上であれば、助成対象となります。

Q5. 家族の都合により送迎している場合も助成対象となりますか？

A. 原則として、家族送迎の理由までは問わないため、家族の勤務の都合等により事業所へ直接送迎している場合も対象となります。また、普段は事業所送迎を利用しているが、急遽家族の送迎対応となった場合（事業所の送迎時間に間に合わなかった、体調不良または有事により早退した）なども、実績に基づき対象となります。

Q6. タクシーでの通所は助成対象となりますか？

A. タクシーは公共交通機関ではないため、原則として助成対象外です。
ただし、家族の体調不良等により送迎対応ができない（事業所の送迎も不可）、公共交通機関の利用が困難など、やむを得ない理由によりタクシー利用が必要となった場合には、協議の上、対象となることがあります。

Q7. 公共交通機関を利用した場合の証明書の添付について教えてください。

A. デマンドワゴンさくっとは、運転手に申し出ると領収書を交付してもらえます。ただし、利用頻度によっては、領収書依頼や交付の手間が懸念されるため、事業所の通所証明書をもとに、市において利用実績と突合を行いますため、デマンドワゴンさくっとの利用につきましては、領収書の提出は不要とします。